

五 社 百 首 考

松 野 陽 一

五社百首は、千載集の編纂を終えた俊成が、久々に相当な熱意をこめて詠作した作品群である。彼の生涯で、創作活動の面で最も充実した時期は、次の建久年間であると見てよいが、その直前の文治五・六年に成った本百首は、折しも長年の歌友西行の最晩年に当り、その総決算としての性格を持つ自歌合からの刺激をも多分に受けて、俊成なりの立場での、意欲のこもった作品群であったといつてよからう。俊成は歌人としての出発点から最晩年にいたるまで十三種もの百首歌を現に遺してきているので、従来も彼の文学の展開の過程を辿る中で、本百首に触れた研究はあるが、正面から採りあげたものは、紙幅の小さな辞典解題の類しかなかく、私見では各作品の鑑賞以前に解決すべき点が多いように思う。そこで本稿では、本百首の成立の事情、伝本・本文の問題の再吟味といった基礎的問題に、この時点で俊成が何故このような作品を詠む必要があったかという問題についても考えてみたい。

一、成立に関する問題

本百首の成立を検討してゆく際の第一の資料は、当然俊成の仮名序と
いうことになる。やゝ長いが全文を引用する。

年ごろ、人の家々の歌合にも、又或ひは神社・仏寺にも、ことを寄せつゝ歌合とすゝめては、先づ判をうけむと申によりて、おぼえぬよしなしごとをのみかきつくることの益なくおぼえて、ちかひたるよしを申て、せずなりて後、よしなき判をのみかきつもりたる事を思ひて、春日・日吉の社に歌合をしてまいらせんとて、人々にすゝめ侍しかば、上達部たちもおほく事うけはしながら、なにとなくをくられざりしかば、今とはげがたかるべき事になるべしとて、その代りに、両社にあやしくとも、百首の歌をだに読みて奉らむと思ひなりて、文治五年より思ひ立てよみつらね侍しほどに、住吉の社、賀茂などにもまいらせてやはと思ひ、又太神宮にまいらせてはいかゞとて、五社百首とて読そへて、文治六年の春そ清書てたてまつりはむべりし。

大要は、諸解題の既に説く如く、彼が歌壇の指導的な地位にあったことから数多くの歌合判者となり、判詞を書きつけたことが「益なく」感じられるようになり、ある時から起請して判者となることをやめていた。ところが嘗て記した「たはぶれごと」の罪を意識するにつけて、春日・日吉の両社に歌合を奉獻して神意を慰め、懺罪することを思い立ったが、歌合に出詠してくれる約束をしてくれた上達部達が歌を送ってく

れないので、予定を変更して、自詠の百首歌を両社に奉納することにしたが、事のついでに住吉・賀茂、そして太神宮にも同様に百首を献ずる気になり、まとまったものがこの五社百首だといふ。歌合から百首歌へというのが大筋であるが、彼の言ひ分は一応筋が通るとしても、判者をやめる起請をした後、この時に至ってから何故奉納する気になったのかといった点をはじめいろいろ疑問が生じないでもない。そこで、この序をもう少し吟味してみようと思ふ。

まず、彼が諸々の歌合の判者を多くつとめたという点は事実として問題なからう。それがいつ頃「ちかひたるよしを申てせずな」ったのだらうか。また、その理由を「おぼえぬよしなしごとをのみ書きつくること」が「益なくおぼえ」たからとのみ考えてよいだらうか。

管見に入ったところでは、「起請」したという記録の最初は、玉葉元暦元年十二月二十八日の記事である。

法印去比仰小僧、密々所詠歌等、遣俊成人道之許、令付勝負。返事云、和歌判起請了。然而於抑者、不可准他。仍可付勝負、明日可返上云々。

これは、自歌合の最初のものというところで「西山法印(慈円)自歌合」に関する記事としてよく引用される部分であるし、谷山茂氏の「藤原俊成年譜」にも傍点を付して引用されているのだが、「起請」はしたけれども兼実と慈円が相手では断わり切れなくて判をつけてしまったといういわく付きの記事である。これによって、少くとも元暦元年の年末には既に起請をしていたことがわかるのだが、状況証拠からは、その時期をも少し遡せることができるようだ。

即ち、元暦元年十二月二十八日以前で、俊成が判者となった明徴のあるのは、寿永二年(七月の平氏都落ち以前)の平資盛家の歌合であり、この間の一年五ヶ月乃至二年の間に彼が判者となった可能性は殆んどないようにみえる。資料の博搜されている『平安朝歌合大成』によって検討してみると、(四五二)寿永二年或所歌合が唯一の可能性のある例であるが、和歌口伝所載の判詞を萩谷氏は俊成の判になるものと推測され、また歌の題材から、この歌合を前記の資盛家歌合そのものである蓋然性を指摘されていて、わたくしもそれに従いたいと思うので、例外はなくなってしまうように考えられる。資盛と同じ平氏の忠度家の歌合(四四二)は、小規模なものであったようで、とても俊成の手を労わすとは考えられないし、元暦元年九月の別雷社後番歌合などは、治承二年三月の初度の同社歌合の判者が俊成なので当然彼が判じてもよいのに、出詠だけで師光と顕昭とが判者をつとめているのも、この歌合がかなり大規模と想像されるところから、準備期間が相当あったと考えられ、かなり以前から俊成を判者に予定できなかったと考える根拠にもなりそうに思われる。推論でしかないが、寿永二年の前半の半年間の中で資盛歌合の判者をつとめたあと、俊成は比較的浅い日時うちに、起請をして、爾後判者となることを断ったと考えてよいのではなからうか。寿永二年、それも前半ということになると、どうしてもその二月の千載集撰進の院宣との因果関係を想定したくなる。彼自身が五社百首序にいうような、浮言を弄びたくないという和歌そのものに対する姿勢の真摯さも一方にはあったろうが、他方、勅撰集を編纂してゆくに当って、とかく人間関係に勞わしい問題の生じ易い状態を作り出す判者の立場から解放されたいと

という願いが、かような「ちかひを起てる」行為となつて現われたのではないだろうか。千載集編纂と関係のある「起請」だからこそ、文治四年の編纂終了後には自ら「歌合」を両社に奉納する（この場合恐らく自ら判者となつたものと思う）氣になつたのだし、建久以後にはあれ程判者を繰り返しても、もはや一度も起請についての弁解はしようとしなかつたのであろう。^{注3} 前述の慈円自歌合に「於仰者、（通常の歌合には）不可_レ准_レ他」といふ、文治三年の御裳濯歌合には、「ちかきとしよりこのかた、ながくちかひたりとてせぬ身になりにしを」（長秋詠藻、判詞もほゞ同文）、長年の歌友である上に、「これは世の歌合の儀にはあらざるよししひて示さるゝ」（判詞）から判詞を記したなどという弁明は、その後には見ることができないのである。

右のように見てくると、両社歌合奉納の企画に千載集の占める位置の大きいことが推測されるが、ここではその事実のみを指摘するにとどめて、その意義は後に触れることにしよう。

次には春日・日吉両社に奉納しようとした歌合に関する問題であるが、これについては外部徴証が全く見当たらないので、その前に歌合から百首に代つた時期について検討しておこう。

長秋詠藻には、流布本にも為秀本にも、巻末に文治年間（三年八月と六年二月）の詠作がほぼ制作年時順に配列されている歌群が付されている。これは詞書からみて、俊成自身の手によつてまとめられていた歌群であり、また後人（恐らく定家か為家）の付したと推測される左注の存在からみて、やがて更に高次の編纂意識の下に撰ずる家集のための草稿

といった性格を有つた歌群でもあるが、この中に次のような贈答歌が含まれている。

法性寺座主^{法印}百首歌をよみて、人々にもすゝめらるときこえしを、入道両社の百首といふものよまむとすなり。「おなしくはこれにぐしてわがよめるをもぐして日吉にもまいらせよ」と侍しを、「よみやうなどはおもふたまへしかど、人々にぐし申べしとおもふたまへず、又いでこんこともありがたし」など申たりしを、「なを」などすゝめつかはして消息のおくに

法印

いかてかはきみかにほひをそへさらん神にたむくるもゝくさのはな返し

たむくべきこゝろはかりはありながらはなにならべんことのはそなき（為秀本による。括弧、傍線稿者）

法性寺座主慈円が日吉社奉納の百首を企画し、諸人にも勧誘していた頃、丁度俊成も「両社の百首」を詠んでいる（或いは詠もうとしている）時だったので、同じことなら一諸に奉納しようとして俊成にも誘いをかけたのに対し、断わり、再度の誘いの際に添えてきた歌に対して再び遠慮をした内容の贈答が右の歌である。こゝに見られる「両社の百首」というのが、五社百首の序に見られる春日・日吉両社への、歌合に代る百首であろう事は想像に難くない。「日吉にも参らせよ」は、「両社」が「日吉」を含んでいないとも解釈できそうだが、ここでの「も」は感情を強くこめる際の用法を考えておきたい。ここで大事なのは、俊成の両社百首を詠もうという意志を、他人が知っていたという点と、俊成が他人の作品

と一諸にされるのを拒絶したという点とである。確かにまだ完成はしていなかったにしろ、慈円の誘いが俊成にとつて迷惑なことであつたように感じられる文章である。慈円は、文治に入った頃からしきりに自分だけでも、又他者を誘つても、百首歌を詠作しているが、或いはその速詠ぶりなどがこの際の俊成の意図するものと合わぬ面を感じさせていたのかもしれない。

さて、この両社百首はいつ頃読まれたものであろうか。相手の慈円の方の百首が残されていないので、この面からの手がかりがつかめないのだが、この贈答歌は、前述のようにほゞ成立年時順に並んでいる歌群の中にあることから、ある程度その時期を知ることができる。即ち、この歌の前に位置する五首の歌（為秀本の番号で407、411）は、文治五年四月中の酉の日、俊成の長子成家が賀茂の祭の使となつた（仲資王記）際の贈答歌である。又、後の歌は、次子定家が同年十一月十三日に左少将に任ぜられた際の贈答歌である。従つて、両者百首はこの年の四月から十一月の間に詠まれようとしていたか、詠まれつゝあつたといふことにならう。ところが、この贈答歌は、慈円の拾玉集（広本）の方にも載つていて、更にその時期を限定し得るのである。即ち、広本拾玉集巻五は、流布本拾玉集巻五と同じ構成になつていて、文治五年九月からの歌をほゞ詠作年時順に配列しているのであるが、広本拾玉集巻三の巻末部分は丁度これの前に接続する、文治五年七月から八月十五夜にかけての十首の歌群が在つて、この中に右の贈答歌が入つてゐるのである。^{注4}後の叙述の都合から、繁を厭はず前後を含めて掲出すると次のようになつてゐる。

文治五年七月寂蓮入道のもとよりかはうちはつかはずとて

入月にたとへん夜半は思出よ秋風ふかは打わするとも

返し

よしの川うちわくる浪の音にのみきえかへりつる月の形見を

五条三位入道 ^{俊成}のもとへ百首の歌すゝめにつかはすとて

いかてかは君か匂ひをそへさらん神に手向る百草の色

返し 俊成入道

たむくべき心ばかりはありながら花にならへん言の葉そなき

同位上人無動寺へのぼりて大乘院のはなちてそうみをみやりて

にほてるやなきたるあさに見渡せばこぎ行跡の浪だにもなし

かへりなんとてあしたの事にてほどもありしに、今は歌と申事は

思たえたれど、結句をは其にてこそつかうまつるべかりけれとて

読たりしかば、たゞにすぎがたくて、和し侍し

ほのくゝとあふみの海をこぐ舟の跡なき方に心かな

文治五年八月十五夜に、とのゝ大納言の御許より

こよひ君おなし心に月を見ば宿の心を思しれかし

（以下三首略）ハ書陵部（501・511）本による

該歌の前の寂蓮の歌は、「秋風吹かば」と仮定条件になつてゐるので、七月も極く初めと見てよからう。後の歌は、円位（西行）が比叡無動寺に慈円を訪ねた際の歌で、重要な意義を有つてゐる歌であるが、明確な詠作年時は不明である。しかし、次の亡兄良通を偲ぶ権大納言良経（文治五年七月十日任権大納言）と叔父慈円の贈答歌に「八月十五夜」と明記されてゐるので、俊成、西行の二組みの贈答歌が共に、ということはいふべきであらう。俊成の両社百首も、七月初めから八月十五夜までの一ヶ月半程のうちに

詠まれる体勢に入っていたということになる。

ということは、「奉納歌合」としての段階の最下限は、文治五年の夏六月ということになる。歌人達に出詠を依頼して、それが企画変更となる程遅延するにいたる期間がどれ程であったのかは勿論不明というよりほかはないが、序から推察される彼の気の入れ方といふ、「上達部達」と、上層貴族を対象の中心にしたらしいことから推測される規模の大きさといふ、そう短い時日のことも思われぬ。仮にそれを二ヶ月と見て四・五月の交ということになるうか。千載集の一応の完成が一年前の四月二十二日、最終的完成が八月と推定されるが、それ以来俊成としては初めての歌壇との交渉といつてよいこの歌合の企画に、「上達部達」が積極的に応じてはくれなかつたという点は注目されてよい。或は、千載集の完成によって願いが満ち、一年の間を置いて再び活動を始めようと期していたのかもしれないが、いや、少くとも歌合判者たらざることを以て代償とした勅撰集撰進作業の完了への謝意をこめた企画であったとも推察されるその彼にとって、この歌壇の反応は手痛いものであつたに相違ない。この挫折感こそが、自詠の百首奉納に変わった後、慈円の呼びかけに応じない態度となつて現われたのであろう。彼の主体性の確保されない企画となつては意味がなかつたからである。百首歌はそれ自身に述懐的性格を持つ表現形式であるが、特に「春日社百首」にこの傾向が顕著なもので、ここに原因が求められるかも知れない。

さて、歌合から両社百首への移行が初秋のこととして、それが五社の百首に発展したのはいつ頃のことだつたであらうか。全く徴証がないので、不明というほかはないのだが、推測によつて検討するこの問題は第

三章に譲り、明徴のある点のみを以下に記しておくことにする。

この初冬頃、俊成は定家を督励して宮河歌合の判詞を完成させ、河内の弘川寺に病臥する西行のもとに届けさせた(長秋詠藻追加歌群)後、兼実の求めに依じて任子入内屏風歌の制作に没入して年を越す。そして、二月望月の頃の西行入寂から半月後の三月一日、五社百首の清書を完成する。勿論、この時の清書は各社毎百首の卷子本(体裁は後掲の春日社百首奥書に明記されている)だつたわけであるが、次章に見るように、その後間もなく題毎に部類された百首が作られ、序が付されたのであろう。

各社別の百首は、既に説かれてゐる如く、日吉社百首が俊成自身の手で三月晦日に参詣の際奉納され、次いで太神宮百首が、六月二十五日に俊成を訪れた伊勢神宮の荒木田氏良によつて、七月廿日に奉納されたといふ。^{注5}そして、日吉社百首とともに最初に詠作の意図された春日社百首は、かなり遅れて十一月十日に献ぜられている。即ち、板本百首部類本(社別百首)と、愛知教育大図書館蔵本の校合本に記されていたと考えられる奥書に次のように見えているのである。

文治六年春清書訖。同年建久元年十一月、清書之本令進納御社畢。
料紙唯白色紙、羅表紙青色有下繪、軸螺鶴摺之有紐、去三月雖清書之、自然遅引、且是依相待御祭。明日十日御戸開也。付権預祐忠。在朝

十一月十日は春日祭の日、「依相待御祭」とあるのによれば、藤原氏の社である春日神社の御戸開を俊成は意識的に待っていたものといえよう。彼にとつて他の百首とは違つた(賀茂・住吉の時期はわからないが、日吉も伊勢も祭日との関係はない)特別の意識がこの百首にこめら

れていたことが推察される。このことは春日社百首が当初の両社百首に入っていた点と併せて、後述する内容を考える際、特に注目すべき点であると思われる。

賀茂・住吉の奉納の時期は今のところ資料がないが、長秋草の「夢記」には大神宮以前に日吉のみしか書いてないところから、大神宮の六月二十五日以降であることはまず確実であり、春日がいさゝか時間が経過しているところから、十一月以前と見ておくことにする。賀茂・住吉には内容的にも春日の場合のような定まった時期を待たねばならぬ必然性が認められないからである。なお、住吉社百首の場合には、俊成自筆断簡である「住吉切」が若干現存していることでもあり、更に新たな切が出現して成立に関しても手がかりを提供する場合もあるかもしれない。五社百首の影響を受けた為家の七社百首の例はそのまゝでは参考になるまいが、それでもさほど時間のかかっていないことでもあり、十一月を過ぎてなお、残りの二社が奉納されていないというようなことはなかったであろうと推測しておく。各社の百首は、三月から十一月にかけて、「便宜」を待つて順次奉納されていったのである。短時日のうちに果せなかったことには、俊成の老齢が行動の自由を束縛したことや、それにもかゝらず、氏良や祐忠の如きその社の神官である者以外の者に簡便に使者を依頼したくない気持のあったことや、時機への考慮などが推測されてよいであろう。

二、伝本と本文に関する問題

従来の研究で本百首の本文の問題について触れているものに、有吉保

氏の「群書解題」の当該項目があり、七本の伝本間の主な本文異同が示されているが、もとより紙幅の制限のあることとて、同氏の綿密な調査と見解の全てをうかがうに充分なものとはなっていないうらみがある。そこで、同氏の成果を手がかりとして更に幾つかの伝本の内容を検討した結果を加え、私見をのべておくこととしたい。調査結果に基いて諸本を分類すると次の如くなる。

(一)非部類本(社別百首になっているもの)

A 大神宮・賀茂・春日・住吉・日吉の順の伝本

a 静嘉堂蔵五冊本(一〇五・一四)

b 書陵部蔵一冊本(五〇一・七六三)

c 書陵部蔵一冊本(五〇一・七六四)

B 大神宮・賀茂・春日・日吉・住吉の順の伝本

d 板本百首部類本

C 住吉切(俊成自筆)

(二)部類本(題別にまとめているもの)

A 大神宮・賀茂・春日・住吉・日吉の順の伝本

e 彰考館蔵百首部類所収本(巳・一四)

f 日比谷図書館蔵加賀文庫一冊本(九一一・WG・一五)

g 内閣文庫蔵一冊本(二〇一・三七二)

B 大神宮・賀茂・春日・日吉・住吉

h 大東急記念文庫一冊本(四一・二六・一・三〇七三)

i 彰考館蔵長秋詠藻所収本(巳・五)

j 書陵部蔵一冊本(五〇一・七六二)

k 愛知教育大図書館蔵一冊本

l 樋口芳麻呂氏蔵和歌玉藻抄合綴本

m 史料編纂所蔵一冊本(貴・三三・七)「不遇恋」以下の残欠。

俊成自筆本の転写本。冷泉為秀奥書。

n 書陵部蔵一冊本(一五〇・六三八)長秋草。mに同じ。

o 書陵部蔵一冊本(五〇一・六四) mに同じ。

p 彰考館蔵俊成家集所収本(巳・五) mに同じ。

q 陽明文庫蔵六家集本長秋詠藻所収本(一八・二) mに同じ。

r 書陵部蔵一冊本(伏・一一五)春部のみの残欠。

s 群書類従本

この他に、穂久邇文庫(二部)・神宮文庫・松平文庫・岡山大池田文庫・北野神社・勸修寺家等の各所蔵本があるが未調である。

本百首は成立の状態からみて、社別百首本も題別の部類本も共に俊成自身の手になったことは明らかである。前者は、前章の序・奥書等の他に、俊成自筆断簡である「住吉切」が現存しており、後者は、史料編纂所蔵為秀奥書本や書陵部本長秋草が残欠ながら自筆本の姿を伝えていることよってそれが証明される。両者の前後関係は必ずしも明らかではない。春日・日吉両社百首が先行して完成した可能性は勿論あるが、例えば、彰考館蔵続長秋詠藻所収本には次のような異文があり、これがそのまま草稿の姿を示すものではないにしても、草案の段階では題毎に五社の歌を作ってゆき、後に差し替えをしたという推定も充分成り立つと考えられるからである。即ち、同本では、

(i) 紅葉

雲となり雨となりてや竜田姫秋の紅葉の色を染むらん(春日)

もみち葉の濃きも薄きも立田姫心の程ぞ深く見えける(他本)

(ii) 歳暮

老ぬとも又もあはむと行年に涙の玉を手向つるかな(日吉)

今日ことに積る年波重なりて隔り行は昔なりけり(他本)

(iii) 山

春の日の山のそなたを聞く毎にわれ捨てはてし秋ぞ悲しき(春日、左

歌と併記)

世を捨てば吉野の奥に住べきを猶たのまるゝ春日山哉(春日、右歌と

併記。他本はこの歌のみ)

となつている。勿論、この歌の出入りの前後関係は不明である。が、「山」の「春の日の」は長秋草にも題の下に注記的に記されている歌であり、同本に「安元二年九月廿八日」と左注のあるところから推測すれば、共に俊成自身の出家遁世をモチーフにした歌であるが、「春の日の」が、単に俗世に心を残しながら出家しなければならなかった過去を懐古する形での述懐にとどまるのに対し、「世を捨てば」は、発想を同じくしながらも、春日社の神慮に期待する心をより強く盛り込んだものであり、それが五社百首全体のねらいに連なってゆくものと考えられるから、やはり後者が後からの作と看做してよさそうに思う。とすると、続長秋詠藻本の独自異文としての、「雲となり」「老ぬとも」「春の日の」の三首は草案的性格のものであり、同本が草稿の痕跡を残すものと考えてよいのではないかと思う。

こう考えると、題別部類本が社別百首本に先行することになるが、決定稿を問題にした場合には、やはり、題別部類本が後になるのではないかと思う。というのは、仮名序末尾の

両社にあやしくとも百首の歌をだに読みて奉らむと思ひなりて、文治五年より思ひ立てよみつらね侍しほどに、住吉の社、賀茂などにもまいらせてやはと思ひ、又、太神宮にまいらせはいかゞとて、五社百首とて読そへて文治六年の春そ清書て奉り侍りし。

という文章は、実際に各社に奉納した一巻ずつにつける序にはふさわしくないものであり、といって手控えにしておくだけのものには序を付す必要もあるまいと思われるので、他見に供する社別百首本の為には書かれたものと考えられる。また、題別部類本の神社の順序が、序に見られる社別の百首の成立順序と異っている点もそれを証拠だてているといえようか。

さて、五社百首という場合、成立事情を併せ考えても、社の順序がとりわけ考えられているわけでないと思われるが、俊成自筆本の転写本である長秋草（題別部類本）の記載順によって、太神宮・賀茂・春日・日吉・住吉の順と考えるのが、最も妥当性のある考え方であると思われる。ところが、前記の伝本一覧の非部類本、部類本に共通にみられる、(1)の如くに、住吉・日吉が逆になっている現象がみられる。これは勿論、常識的に考えても、非部類本（社別百首）が一社ずつの卷子本か冊子本になつていて、順序が替つたまま合冊本に写された故と看做してよからう。

部類本の場合のAは、その合冊本が、Bの俊成自身の手になる順序の部類本を書写の際に参考にした場合などに、後人がそれに倣つて部類した

本、と考えるのが最も穏当な考え方であるように思われる。

非部類本の方で、社の順序の異同、一社の百首の異同（但この場合は、題が付されているのが普通だし、他社を参照すれば、後の書写者にも容易に誤りは補訂し得る）の可能性があるのに対し、部類本の方では、題の順序の異同と、一題の中で歌順の異同が生じる可能性がある。特に、後者の歌順の異同は現実に諸本間に顕著に見られる現象となつている。それも、長秋草に見られるように、俊成自身の手になつていた場合には、一題毎に社の名を歌の前に明記してあるので、それが忠実に転写されていた間は異同が生じなかつたものであるが、次第に社名が略されるに従つて、順序を誤写した場合や、書き落しを他本で補つた際、またはそれを更に転写する場合に正確な位置に入れられぬまゝに異同が生じていったものである。

五社百首は、百題百首である点と、他社百首と比較の対照ができることから、書写上の誤まりに気づき易い性質を持つている。そのためか、諸伝本間の異同も、他の作品などに比した場合、比較的少いといつてよいが、管見に入った限りに於いて、最も劣悪な本文を有つているのは群書類従本である。我々が最も容易に眼にすることができる唯一の活字本（古典文庫「続長秋詠藻」所収本は序がないし、前記の如き草稿本の性質の異同があるほか、欠脱部分がある）であり、殆んど本文批判をされぬまゝに利用されてきたことを考えると、これはいさゝか不幸なことであつたといわざるを得ない。

類従本は、右に挙げた両系統の本から生ずる可能性のある本文上の欠点を大きく併せ持った唯一の伝本なのである。即ち、類従本は別表(1)の

諸本主要異同一覧によって知られるように、他の伝本と全く異った様相を示しているのである。それを具体的に整理すると次の如くなる。

①若菜・菊・初冬・恨・暁・苔・橋の七題で、日吉・住吉の歌順が逆になっている。

②泉・六月祓の二題で、春日・日吉の歌順が逆になっている。

③海路題の春日・日吉・住吉の歌順で、次の異同がある。

他本

類従本

春日「すみよしの」

「何となく」

日吉「何となく」

「浪の上に」

住吉「浪の上に」

「住吉の」

④鶴・苔の歌題順が逆になっている。以上 56 頁別表 (1) 参照)

これらの諸点は、残欠本を除く全ての現存伝本が類従本と異っているという点からだけでも、類従本の欠点と断じてよいかと思うが念のために吟味を加えておきたい。吟味の方法についてはいく通りか考えられるが、まず、俊成自筆の住吉切の残っている部分ではこれに拠るのは当然のことであろう。次には、俊成自筆本が基になり、比較的忠実にその姿が伝えられていると見られる、冷泉家伝来の「長秋草」が後半の極く一部の残欠本ながら信頼のおける資料となる。これ以外は推論になるが、歌材や発想の源泉になる本歌などを手がかりにして見当をつけてみたい。五社百首では、別表 (3) によって知られるように、例外はあるが、大よその傾向として、五つの神社の所在地や、その神社にまつわる伝承などと関係の深い素材や本歌が用いられて作歌されているのである。例えば、歌枕を例にした場合、「海路」のような題で、海と直接関係を有

たない社の多い時には、所在地とは無関係に

太神宮 松浦の浦 (肥前)

賀茂 八十嶋 (不詳)

春日 住吉の松 (摂津)

日吉 虫明の松 (備前)

といった用い方をされる。「水室」「駒辺」「網代」「関」「旅」などこの傾向がある) が、概していえば、太神宮は、伊勢を中心とし、東国方面の歌枕、賀茂は山城、春日は大和と京から大和への道筋の山城、日吉は近江、住吉は摂津・河内、瀬戸内海沿岸という用い方がされているとみてよいであろう。この点は、歌順の異同を判定する場合の有力な論拠とすることができると思われる。太神宮に最も例外が多い(というより、太神宮が地方神でないことを示すものかもしれない) が、幸いなことに異同は他社の場合に限られているので、当面問題はなからう。そこで、以下に吟味し得る限りの例をあげていってみる。

イ若菜

日吉 あやなくも摘に来にける若菜かな沢の根芹は袖ぬらしけり

住吉 いさや子ら若菜摘みてん根芹生ふる浅沢小野は里遠くとも

* 類従本 日吉・「いさや子ら」

住吉 「あやなくも」

「あやなくも」の歌は、地名との関係は全くない歌で、どちらともいえないが、「いさや子ら」の方は、「浅沢小野」が、「墨吉之浅沢小野之垣津幡 衣余着着 将衣日不知毛(万葉一三六一)」などでしられるように摂津の歌枕で、「住吉の浅沢小野」であるところから、住吉社百首の

歌と考える方がよいと思われる。

口泉

春日 いづくにか夏は寄りこぬ山陰や岩もる清水宿しばしかせ

日吉 玉ほこの石井の清水手にむすびかくても夏は過ぬべきかな

* 類従本 春日 「玉ほこの」

日吉 「いづくにか」

この場合も「いづくにか」は手がかりが見当らない。一方、「玉ほこの」の方もこのままでは直接の土地との関係は考えられないが、この歌の「石井」は「玉ほこの」という枕詞がつけられているところから、一般的なものではなく、旅の道中での「石井」であることが想像される。

そして、この点から恐らく、古今集四〇四の「志賀の山越」での離別歌「むすぶ手の雪に濁る山の井の井のあかでも人に別れぬるかな」に拠った歌だと考えられる。とすれば、「志賀山越」であるから、日吉社百首の歌と考えることができよう。

ハ菊

日吉 秋をへて思ひそ出る雲の上の星にまがひし菊のこの花

住吉 かたそぎや玉の御殿の初霜にまかひて咲る白菊の花

* 類従本 日吉 「かたそぎや」

住吉 「秋をへて」

この例では、後歌の「かたそぎや玉の御殿の初霜に」という表現が、「夜や寒き衣やうすきかたそぎの行合のまより霜や置くらん」に拠っていることは明らかであり、この歌が俊頼髓脳・袋草子・新古今集一八五五に載っていて、「住吉の神の御歌」となっている以上、日吉の歌とす

るのはおかしいので、住吉社百首の歌と考えられる。なお、この歌は古今六帖「かさゝぎ」に「よやさむきころもやうすきかさゝぎのゆきあひのはしに霜やをくらん」という異伝歌として載っているが、俊成歌は「かたそぎ」に拠った発想で「かさゝぎ」とは縁がないので、ここから生ずる別の問題には今は触れない。

ニ恨

日吉 何せんにうしとも人を恨みけんさてもつらさはまさる物ゆへ

住吉 乙女塚後は梢そなびける恨は絶えぬものところ聞け

* 類従本 日吉 「をとめづか」

住吉 「何せんに」

この例では「乙女塚」の歌が、直接には「墓上之 木枝靡有 如聞 陳努壮士余之 依家良信母(万葉一八一)」に拠った発想の歌であり、摂津菟原処女をめぐる血沼壮士と菟原壮士の争いが素材になっているのはいうまでもない。とすると、これも、「乙女塚」が住吉社百首と考えるよいと思う。

ホ曉

日吉 旅の空残の月に行く人も今や越ゆるん逢坂の関

住吉 曉は鐘の声より鳥の声千鳥友呼び鳴の羽がき

* 類従本 日吉 「曉は」

住吉 「旅の空」

この例では、「曉は」は、歌題を恋の情趣の深さで把えたもので、どちらの社ともいえぬ一般性を有った歌ではあるが、「旅の空」が「逢坂の関」を用いているところから日吉社百首の方に、考えてよいであろう。

へ橋

日吉 東路や勢田の長橋昔より幾千世へよと渡しそめけむ

住吉 あはれなり長柄は跡も朽にしを大江の橋の絶せざるらん

*類従本 日吉 「あはれなり」

住吉 「東路や」

この場合は、「勢田の長橋」が近江の歌枕である故、「東路や」が日吉社百首に比定され、「長柄」「大江の橋」が摂津であるところから、「あはれなり」が住吉社百首の歌であると考えて誤まりはなからう。

卜海路

春日 すみよしの松吹風は送れども心ぞとまる過ぐる舟人

日吉 何となく心ぞとまるそれとみて漕はなれ行むしあけの松

住吉 浪のうへに遙かにかぶあし鴨はとり嶋通ふ船にや有らん

*類従本 春日 「何となく」

日吉 「浪のうへに」

住吉 「すみよしの」

ここでは、歌枕を根拠とすれば、「住吉の松」を用いている最初の歌を住吉社百首とする類従本にも妥当性がありそうだが、ここは歌題の「海路」という制約から、海に直接縁のない賀茂・春日・日吉では歌枕を用いるにしても、その縁に拠らぬ使い方をせねばならぬわけであり、前述のように、太神宮に「松浦の浦」（肥前）、日吉に「虫明の松」（備前）を用いている。たゞこの場合には、俊成自筆の住吉切にこの部分が残っていて、「なみのうへに」が住吉社であることは間違いない。また、長秋草を根拠にするならば、三首の歌順は「すみよしの」「何となく」

「浪のうへに」であり、類従本は誤りであるといえる。同様に長秋草を根拠にすれば、前掲の(二)恨、(四)暁、(八)橋の歌順も類従本が誤りであることになり、このほか、(十)苔の場合も

日吉 おくやまのいはねのこけそあはれなるつるには人のころもとおもへば

もへば

住吉 おちたきつたきのうらはのいはのこけわかそてのうへといつれつゆけし

の順が正しく、類従本が誤り、また、④鶴・苔の歌題順が類従本で苔・鶴になっているのも誤りということになる。

以上を総合すると、前掲の類従本の十題の歌順の異同と、一ヶ所の歌題順の異同のうち、初冬と六月祓の二例を除く九例は、類従本の誤りであることが証明されたわけで、残りの二例も誤りである可能性が大きい見てよいであろう。

思うに類従本は、水鳥題の賀茂社百首歌「水鳥のいけになれたるけしきにそ哀をしれる宿はみえける」を欠いているが、この現象は部類本Aの系統（太神宮・賀茂・春日・住吉・日吉の順）の伝本である(e)彰考館本と(f)加賀文庫本にのみ見られる現象であるところから、Aの系統の本で題毎に社名を記していない本を底本としながら、たまたまBの系統の日吉・住吉の順になっている本を見て、社順を訂していった際に、混乱が生じて右の如く①に大量の歌順の異同が生じ、次いで②③④が伝写の過程で重なっていったものなのであろう。

以上は、主として歌順の異同によって類従本を問題としたが、今のところ諸本の全てに涉った厳密な本文批判を終えていないので断定はさし

控えるが、本文の字句異同の点でも、この本はあまり良質とはいへかねるといふ点だけは指摘しておきたい。

別表(1)の諸本の主要な本文異同を一覧しても、諸本にはそれぞれに欠点のあることが看取れるが、右に、類従本に対して行ったのと同様な方法によって、一応の整理をしてゆくことができよう。この整理の段階でいえば、非部類本では

A c 書陵部本(五〇一・七六四)

B d 板本百首部類本

部類本では

A g 内閣文庫本(二〇一・三七二)

B j 書陵部本(五〇一・七六二)

あたりが善本といえるであろう。これに、書写年時の古さからいって、a 静嘉堂歳伝宗祇筆本(二〇五・一四)、前述の草稿本的性格のうかがえる i 彰考館歳続長秋詠藻所収本、そして、俊成自筆本の姿を残す長秋草(m~q)などが、注目すべき伝本ということができよう。

勿論これは、更に厳密な本文批判によって補訂されねばならない。それは例えば、

春雨(春日社)

春雨はとひくる人も跡たえぬ柳の門の軒の糸水(第二句「くる人もなく」)

橋(春日社)

都より伏見をいづるあけがたはまづうち渡すひづ川の橋(第一・二句「都出でて伏見を越ゆる」)

の如く、単に伝写の間の異同とは考え難い点をも踏まえて、今後検討されてゆかねばならぬであろう。今はその予備調査としての一端を示すにとどめる。

三、詠作意図に関する問題

俊成にとって、五社百首とは一体何であったのだろうか。前に成立の問題を考えた際に推測したように、最初の出発点としての「両社歌合」は、千載集編纂の為の俊成の姿勢と関係があったようだ。「歌合判者たることを断つ」という起請は、結果からの推察では、勅撰集の完成まではそれを断つ、という内容のものであった。日吉と春日への歌合の奉納ということは、だから、寿永二年(と考えられる)起請の対象がこの両社であったことをうかがわせよう。「山王の権現は釈尊の示現」(源平盛衰記)という日吉社には、「松の扉に逃れ苔の袂に萎れたるもの、これ(勅撰集)を撰べる跡なんなかりけれど」と千載集序に、先例のないことを遠慮がちに記した法体の撰者俊成を守護してくれる意味があったのである。春日社には勿論、藤氏の守護神としての意味が強くこめられていたのであったろう。歌神である住吉社が含まれていないのは、勅撰集の編纂を和歌の次元でないところに意識していたからでもあろうか。

撰集の完成は当然両社への感謝の念を喚起することになる。それが今回の「断ちもの」に縁の深い歌合の主権に結びつくのも自然である。貴人層を対象の中心としての祝意をこめた催しとして企画されたものであろう。ところが、世人の反応は彼の期待に添ったものではなかった。ここに彼の挫折感の深さを過大に見るのは、あるいは独断のそしり

をまぬがれないかもしれない。しかし、この後に詠まれた五社百首の内容からうかがえる彼の心情を右に推測した成立過程の中に嵌めてみると、現実の中に占める自分の位置に、かつて幾度かそうであったように、気づかされた彼の悲しみが感じられてならないのである。しかもそれは、彼のそれまでの七十余年の生涯で最も大きく、そして充実した仕事をなし遂げた直後のことであつたのだから。このことが次の段階の「兩社百首」延いては「五社百首」の性格を理解する鍵になつてゐるうに思う。

即ち、企画の当初に先ず対象となり、奉納の最終段階でも特殊な意識を以て扱われた春日社百首に、その全体の性格の中心を看取ることができるといふに思われるのである。春日社百首は、本文の面でも、異伝歌があつたり、推敲と目される点が他社のものより多く現存諸伝本にうかがえるのであるが、ここでは俊成自身の手になるとみられる注記のある歌をとりあげておきたい。現存諸本で注記のみられるのは、次の五首である。

(イ) 藤の花うちの諸人見し時も雲の衣をつらねしをはや 八藤

当初保延之頃於勸学院行藤花宴之時、為雲客交其席賦詩

故云

(ロ) 大和路や駒うち渡す山河の水踏みわけ通ひしをわが 八水

壯年当初常参当社、凌凝寒故云

(ハ) 世を捨てば吉野の奥に住むべきを猶たのまるく春日山哉 八山

春の日の山のそなたを聞くごとにわれ捨てはてし秋ぞ悲しき八山、

異伝歌

安元二年九月廿八日

(ニ) 折り毎に思ひぞ出づる泉川月を待ちつゝ渡りしものを 八河

当初毎月参仕、当社三ヶ年故云

(ホ) 昔をば神もあはれと思ひ出よ月に山路を十年見し人 八懐旧

先人納言毎月参仕、当社事十ヶ年也、故云

このうち(ハ)の「安元二年九月廿八日」の注は長秋草にのみみられるもので、俊成以外の手になる可能性もあるのであるが、他の例は俊成の父俊忠(であろう)を「先人納言」と呼ぶことといい、自身の体験から以外には記されそうもない内容といい、彼自身の手による注記と考えてよいであろう。この注は長秋詠藻の中に幾つか見られる例とともに、俊成の晩年のある時期に、家に相伝されてゆく性質の歌集または歌稿に、内容を正確に伝えたい気持ちに駆られた彼自身の手によって記されたと考えておきたい。

ここで注目すべきは、この五例が全て春日社百首の歌に限られるという点である。百首歌はその文芸形態としての性格に、「述懐性」が付与されているという点は既に常識で、百首歌の歴史に徴してそれは明らかである。述懐的に読むべきであるに違いない。違いないのだが、この左注の存在は、そうした文芸意識としての「述懐」ではなく、現実存在としての彼の心情の吐露であり、更には、歌集から離れて独立して存在している本百首の伝本の全てに、この左注(五例全てではない場合もある)が付されていることから臆測すれば、神に対してではなく、第三者を意識していた所為とさえ考えられるのである。

この場合、(イ)は不遇の現実と対比される青年期の、「可能性」を未だ

手にしていた頃への回想、(ハ)はその夢が挫折した後になっても、捨てきれぬ俗世への執着に氏神の恩寵を期待する心、(ロ)と(ニ)はその恩寵に期待しながら、参仕して崇敬する心の深さが長年に涉っているにもかかわらず、不遇のままにある嘆き、(ホ)は、その長年の信心の厚さが彼のみのことではなく、先祖以来の彼の「家」の姿勢であったことの訴嘆、といった内容なのだが、彼の不遇感が眼前のものでなく、青年期以来の生涯を回想し、祖先以来の「家」の血脈の中でそれを意識している点に注目しなければならぬであろう。同じ春日社百首の

暮を待つ朝の露も難き世に猶定めなし野への秋風(無常)

春日山谷の松戸は朽ちぬとも梢にかへれ北の藤波(述懐)

の前歌に見られる、残り少ない生命(露)への詠嘆も、彼個人のものというよりも、成家・定家の行末への思いをもこめたものであったに違いない。その百首全体の凝縮が後歌の「谷の松戸(俊成)は朽ち」でも、道長・長家以来の藤原北家の流れを汲む御子左家の再興を子に托したいという願望の中に現われているといえよう。この歌が特に抄出されて、定家・為家らに詠みつがれていったのも由なしとしないのである。

日吉・春日の両社百首は、最終的完成は他の三社と合わせられたものであるが、草稿のままとめられたのはやや早く、十一月十三日の定家の左少将に任せられる以前のことだったのではないだろうか。定家は文治元年十一月に宮中で源雅行を打って除籍された後、俊成の愁訴によって翌春還昇は許されているが、その後長く「侍従」のまゝで過ぎねばならなかった。定家は西行の宮河歌合の判詞の奥書にそれを訴嘆しているが、^{注8}五社百首の述懐もここに結びついてるように思われるからである。

君が代ははこやの山に千世を経て不二の高根に立まさるまで(日吉祝)

後白河院の長久万歳を祈念する内容だが、俊成個人が神とだけ向き合っているのではないことがこれによっても知られよう。北家の流れを汲む矜持と怨念とが、鬱勃として全体を支えているのである。

両社から五社への発展には、歌友西行の自歌合との関係が考えられてよいのではないかと思う。御裳濯河・宮河歌合は、西行生涯の総決算という意味のこめられたものであり、前者に対しては、俊成も熱意のこめられた判詞を既に付しており「両社百首」の頃には、定家も後者への二年越しの判をまとめる段階に入っていた。そしてこの頃西行はこれと恐らく別に、伊勢の内宮と外宮の別宮に奉納する意図で、「諸社十二巻歌合」という自歌合の清書を諸歌人に依頼している(通説と異なる見解だが、紙幅の余裕がないので別稿に譲る)が、これにも勿論、自身の歌歴をふり返り、同時に太神宮への法楽としたいという意図がこめられていたであろう。

五社百首は、先述の如き第三者を意識する要素も有ってはいるが、その根幹の「沈倫の自覚」こそは、彼の青年期以来の重要な詠作行為の源泉であったわけだし、勅撰集編纂という彼にとつての大事の直後に訪れた寂寥感、ふたたびその「さだめ」を意識に上らせ、その生涯を総体的にみつめる機会とさせたのではないかと思われる。旧作の精選という西行の場合とは異ってはいるが、生涯の決算を神への法楽とするという点で、諸社十二巻への規模の拡大は、俊成の五社への発展への刺激となつたものと考えてみたいのである。願望のまゝ釈迦寂滅の時に合わせて

西行が逝つて間もなくの半月後、五社百首は清書が成っている。それにしてもこの両者の法楽のための二つの作品群は、きわめてティピカルに二人の生き方と文学の質とを表現しているように思う。

五社百首の作品に即した文芸性の究明のためには、右の如きいささか独断的判断が邪魔になることは戒めねばならぬと思うが、基礎的な問題の処理に加えて、本百首の有つ一つの側面について考えてみた。

注1 吉原敏雄氏「俊成の短歌作品の発展―五社百首が完成期を示す」

国語と国文学昭和十三年三月、中島洋一氏「俊成に於ける歌風の展開」日本文芸研究昭和三十三年三月。

注2 有吉保氏「群書解題」当該項目昭和三十六年七月等。

注3 愚秘抄によると、文治年間に仁和寺殿歌合の判者をつとめたところが不詳。明徴のあるのは、建久元年九月二十二日の「花月撰歌合」の判からである。

注4 広本拾玉集の諸本を調査されている久保田淳氏によると、卷三と卷五が入れ代っている場合があるなど、本文的に問題がかなりあるとのことである。従つてここでは、書陵部本(五〇一・五一二)の本文を信用し、卷三卷本の十首の歌群が、卷五巻頭に接続する制作年時順の配例になっていると仮定した場合の仮説、ということになる。なお、この歌群によつて西行晩年の問題を検討しようと別稿を用意している。参照されたい。

注5 長秋草「夢記」に「此五社百首、各文治六年三月朔所令清書也、日吉百首、同三月晦、参社之時、令進覽了、殘各相待便宜之間、

伊勢神宮権禰宜荒木田氏良、不慮之外同六月廿五日入来、仍乍悦令付進了、其後無音之間、建久二年九月十一日、件氏良又入来、有示事云々、仍即相謁之處、以一紙夢想記示之、去年建久元年七月廿日、件百首与一禰宜成長相議持参御宝前、午刻於宝前再拜読之、読了奉納於禰宜宿館是於無奉正殿者非勅定者開之例之故也 (下略) (史料編纂所本による) とある。

注6 中巻秋歌246 「いかなれば沈みながらに年をへて代々の雲井の月をみつらん」の左注に「二条院の御時也。為四代侍臣尚在雲客列故也」とあり、下巻雑歌365 「忘れじよ忘るなどだに言ひてまし雲の月の心ありせば」に「其時春宮昇殿未被聴故云」とある例など。

注7 続拾遺集卷七雑春に

五社に百首の歌よみて奉りける頃夢の告あらたなる由しるし侍るとて書きそへ侍りける 皇太后宮大夫俊成

春日山谷の松とは朽ちぬとも梢にかへれ北の藤波

其後年をへて此かたはらに書きつけ侍りける 前中納言定家
立ちかへる春をみせばや藤なみは昔ばかりの梢ならねど

同じく書きそへ侍りける 前大納言為家

言の葉のかはらぬ松の藤浪に又立ちかへる春をみせばや

三代の筆の跡を見て又かきそへ侍りし 前大納言為氏
春日山いのりし末の世々かかけて昔かはらぬ松のふぢなみ

とある。俊成の「春日山」の歌が本文でないような書き方がされているが、これは長秋草の為家の注記あたりから連想された誤解または虚構であろう。

別表(1) 類従本を基準とした本文異同

海路 ⑤ ③ ④	橋 ⑥ ④	苔 ⑤ ④	竹・鶴・苔・山	暁 ⑤ ④	恨 ⑤ ④	水鳥 ② 欠	初冬 ⑤ ④	菊 ⑥ ④	六月祓 ④ ③	泉 ④ ③	若菜 ⑥ ④	異同	伝本
													住吉切
●	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		a
●	●	●	○	○	○		○	○	○	○	○		b
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		c
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		d
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		e
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		f
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		g
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		h
●	○	○	○	○			○	○	○	○	○		i
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		j
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		k
○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		l
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		m
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		n
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		o
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		p
○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×		q
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		r
						○							s

※①②③④⑤は類従本における各題毎の歌順。○は異同が上欄の通りであること。●は推定によって上欄の通りであること。×は本文を欠くことを示す。

注8判詞に「位猶五つの品に沈めて、三笠の雲の外に、一人拾遺の名を恥ぢ、九重の月のもとに、ひさしく陸沈の憂へに砕けたる」といい、「宮河の清き流れに契を結ばは、位山のとどこほる道までも、その御するべや侍る」といつている。なお拾玉集には、この判に關しての定家と慈円の贈答歌のあとに「その判の奥書に、久しく拾遺にて年へぬるうらみなどをほのめかしたりしに、其の後三十日にだにも足らずやありけむに、程なく少将になりたれば、ひとへに御神の恵みと思ひけり。上人も判を見てこの恵みに必ず思ふこと叶ふべしなど語りしに、詞もあらはになりけり。上人

本稿をまとめるにあたっては、五社百首御所蔵の各図書館当局の御厚意を忝うした。また、特に樋口芳麻呂氏・井上宗雄・久保田淳氏からは格別の御配慮と御示教とを賜った。記して感謝の意を表したい。

願念叶神慮かと覚ゆること多かる中に、これもあらたにこそ」という左注がある。西行の存在が神威に重なつて世人に印象づけられた話であるが、俊成の奉納歌も、定家のこの沈倫、延いては御子左家の沈倫の嘆きを神慮にうったえたかたつた為のものと考えてみたわけである。

別表(2) 諸本独自の本文異同

- a — 若菜②欠。苔②欠。日吉百首苔祝十六首欠。
- b — 早蕨②欠。桜②欠。太神宮百首 蘭・萩・鹿。擣衣・菊・虫・紅葉。春日百首 鹿・霧……紅葉・露・九月尽。
- e — 五月雨④欠。氷③の左注ナシ。河③の左注ナシ。懐旧③左注ナシ。無常③欠。
- f — 苗代①⑤④②③。藤③欠。左注ハアリ。氷左注ナシ。不会恋⑤④。無常③欠。述懐③欠。
- g — 藤⑤④。
- h — 立春⑤欠。早苗①欠。七夕②③④⑤①。題名「初雁」。槿①③④⑤②。氷左注ナシ。
- i — 鶯⑤欠。藤⑤④。早苗④欠。螢⑤欠。女郎花②欠。薄①③④②⑥。霧

- ②③④⑤①。紅葉③異伝歌。九月尽①②⑤欠。氷左注ナシ。神楽④③。歳暮④異伝歌。恨③②。山異伝歌一首多シ。河左注ナシ。海路④欠。①②⑤③。懐旧左注ナシ。
- j — 氷③左注ナシ。山③異伝歌注記トシテ入ル。河③左注ナシ。懐旧左注ナシ。
- k — 春駒④③。郭公②③④⑤①。千鳥②①。初恋⑤①②③④。河⑤④。
- l — 七夕③②。寒声⑤④。氷③左注ナシ。忍恋⑤欠。山家⑤欠。
- m — 「不遇恋以下の残欠本」 初逢(恋) ①②③④欠。旅恋③④⑤欠。思①欠。松③④⑤欠。竹①②欠。田家④⑤欠。懐旧①②③欠。
- n, o, p, q — 「不遇恋以下の残欠本」
- r — 「春部ノミの残欠本」 藤③左注②の次に補記。三月尽⑤欠。

別表(3)

五社百首の歌枕(及び社の所在地に係の深い歌材) 一覧

※ゴチック体は類従本の問題箇所(49頁〜51頁参照)

歌題	社	太神宮	賀茂	春日	日吉	住吉
立春	御裳濯河(伊勢)	賀茂川(山城)	春日山(大和)	鳩賀の浦風(近江)	住吉の浪(摂津)	
春日	春日野(大和)	賀茂の曙(山城)	志賀の浜松(近江)	住吉の松(摂津)		
霞	鈴鹿山(伊勢)	神	音羽山(山城)	明石島(播磨)		
鶯	神路山(伊勢)	神	葛城(大和)	難波の春(摂津)		
若菜	伊志勢の浦嶋(伊勢)	河田の原(河内)	春日野(大和)	浅沢小野(摂津)		
残雪	吉野山(大和)	片岡山	吉野山(大和)	神山		

卯 花	更 衣	三 月 尽	歎 冬	藤	杜 若	堇	苗 代	呼 子 鳥	帰 雁	春 駒	春 雨	桜	早 蕨	柳	梅
			井出の玉水(山城)		泉の井(山城)	三熊野(紀伊)	雲出川(伊勢)			甲斐の黒駒(甲斐)		桜の宮(伊勢)	忍ぶの岡(武蔵陸奥)		
中 河(陸奥)					大神田の沢山(山城)	紫野(山城)	御手洗川(山城)	糺の杜(山城)				神山	標茅が原(下野)		
			井出の玉河(山城)		浅沢小野(摂津)			片岡(山城)		御垣原(大和)		奈良の都(大和)		佐保川(大和)	
玉川の里(摂津)				志賀の山(近江)									小野山(近江)	佐保姫	
		住吉の松(摂津)		住の江(摂津)	昆陽の池(摂津)	遠里小野(摂津)	難波わたり(摂津)	磐瀬の杜(大和陸奥)		難波の春(摂津)		吉野山(大和)	垂水の杜(摂津)		難波津(摂津)

萩	七夕	入野の原 (山城丹後)		宮木が原 (陸奥)		遠里小野 (摂津)
立	立秋	星合の浜 (伊勢)	嵐嵯の岨 山野 (山城)	立田の山 (大和)		敷須津磨の浪 (播磨摂津)
六	月祓	五十鈴川 (伊勢)	御手洗川 (山城)	御祓川 (近江)	御	難波の浦 (摂津)
泉			臈の清水 (山城)	(石井の清水)		亀井 (摂津)
氷	室	氷室山 (大和山城)	氷室山 (大和山城)	春日山 (大和)		氷室山 (大和山城)
蓮						
蚊	遣火					
螢			御手洗川 (山城)			灘の塩屋 (摂津)
盧	橘		御祖社 (山城)			住の江 (摂津)
五	月雨	苧生の浦 (志摩)	貴船川 (山城)	笠泉置 山河 (山城)	志賀の浦舟 (近江)	有馬山 (摂津)
照	射	忍ぶの山 (陸奥)		高天の山 (大和)	志伝の山 (越中)	猪名のは山 (摂津)
早	苗	伏見津 (山城)	大荒木社 (山城)	鳥羽田 (山城)		
菖	蒲			淀野 (山城)	つくまの沼 (近江)	難波人 (摂津)
郭	公					
葵		天津社			日吉祭 (近江)	

紅 葉	菊	虫	擣 衣	月	駒 迎	槿	霧	露	鹿	雁	荻	蘭	菊 萱	薄	女 郎 花
立 田 姫		(神風や)	伊勢嶋(伊勢)	月読の神(伊勢)	逢坂(山城)		勢田の長橋(近江)			二見浦(伊勢)			宮 <small>(神風や)</small> の原(伊勢)		
立 田 姫		斎有栖 宮川(山城)		賀茂の河原(山城)	霧原の 坂駒 <small>(信濃)</small>							武藏野(武蔵)			
立 田 姫(大和)		(石上吉都)	深草の里(山城)	三笠の山(大和)	東路				春日野(大和)					阿太大野(大和)	伏見の野(大和)
志賀の山越(近江)			御比津良の 浜山(近江)		逢坂の関(山城)									入野の原 <small>(山城)</small> (丹後)	
住 の 江(摂津)	※		昆陽の篠屋(摂津)	住玉の津江 <small>(摂津)</small>	たちの駒		淡武庫の波 路島山路	住の江 <small>(摂津)</small>	待兼山 <small>(摂津)</small>			生田の杜 <small>(摂津)</small>		印播南磨 野 <small>(播磨)</small>	

歳暮	炉火	炭竈	鷹狩	神楽	網代	水鳥	水	千鳥	寒芦	雪	霰	霜	時雨	初冬	九月尽	
			狩はの小野(不詳)	香具山(大和)	田上(近江)の網代		諏訪の渡り(信濃)	伊勢の海	伊勢の浜荻	三熊野の浦(紀伊)				(天照光)		
			狩はの小野	賀茂の杜(山城)	宇治の網代		貴船川(山城)	糺の杜(山城)				御手洗川(山城)				
八十字治川(山城)			御狩野		宇治の河	昆陽の池(摂津)	大和路	佐保の川原(大和)	長柄の橋(摂津)	み吉野の山(大和)		みのくまが原(山城)			(古郷)	
		小野の山(近江)	交野の原(河内)		田上川(近江)			真野の入江(近江)	難波潟(摂津)	(み山)	(み山)					
津守の浦(摂津)		小野の炭焼(山城)	交野の小野(河内)		宇治の網代			明石潟(播磨)	難波江(摂津)		玉造江(陸奥)	猪名の笹原(摂津)			(浪路)	

山	苔	鶴	竹	松	暁	恨	片 思	思	旅 恋	遇 不 逢 恋	後 期 恋	初 逢 恋	不 逢 恋	忍 恋	初 恋
く高 し千 ふる穂 峯(日向)	三穂の窟(紀伊)	和歌の浦(紀伊)				末の松山(陸奥)			宇津の山辺(駿河)						
夷捨山(信濃)		亀のみ山(山城)			賀茂の河原(山城)						杣川			岩田の小野(美濃)	
春日山(大和)	吉野山(大和)			小松塩ヶ原山(山城)								伏見里(大和)			
(我たつ杣)					逢坂の関(山城)		うるまの嶋		千賀の塩竈(陸奥)			逢坂関(山城)	生田川(摂津)	忍ぶの里(陸奥)	
富士の山(駿河)		難波湯(摂津)		住吉の松(摂津)		乙女塚(摂津)			難波女(摂津)	あだちの峯	(浦千鳥)				

祝	述 懐	無 常	夢	懐 旧	田 家	山 家	旅	別	海 路	橋	関	野	河
	豊の宮柱(伊勢)								松浦の浦(肥前)	鈴鹿川(伊勢)	白河の関(陸奥)		五十鈴河(伊勢)
賀 茂 社(山城)	御手洗(山城)			御祖の神(山城)	長岡(山城)		角田川(下総)		八十嶋(不詳)	真間継橋(下総)	清見潟(駿河)	宮城野(陸奥)	賀茂の川浪(山城)
三笠の山(大和)	春日山(大和)						小夜の中山(遠江)		住吉松(摂津)	檀川の橋(山城)	須磨の関(播磨)	嵯春日峨野(山城)	泉川(山城)
はこやの高根山(駿河)	日吉(近江)						和歌の浦風		虫明の松(備前)	勢田の長橋(近江)	逢坂の関(山城)	栗津の原(近江)	日吉を山(近江)
津守の浦(摂津)	住の江(摂津)	長柄の橋(摂津)		難波の堀江(摂津)	生田の里(摂津)		敷津の波(摂津)	住吉の松(摂津)	とり嶋(不詳)	大長江の橋柄(摂津)	文字の関(豊前)		立田川(大和)